

「皇室典範特別法案に対する付帯決議」に関する有識者ヒアリングにおける論述要旨（配布資料）

（京都産業大学名誉教授） 所 功

はじめに―管見の要点―

皇室制度の問題について、私は平成十七年・二十四年・二十八年の各有識者会議ヒアリングで管見を述べさせて頂いた。ただ、今回も限られた時間しかないので、あらかじめ管見の要点を列挙する。

(イ)安定的な皇位継承に関する対策

現行：「皇統に属する男系の男子」に資格を限定する。

改善：男系の男子を優先し、男系の女子まで容認しておく。

(ロ)皇族女子の在り方に関する対策

現行：一般男性との婚姻により皇籍を離れる。

改善：男子不在の内廷と宮家の相続も可能として公務分担を続ける。

(ハ)婚姻後の元皇族女子に関する対策

現行：一般国民でも元皇族として品位を保つ。

改善：天皇・皇族の公務を内廷の職員として補佐できるようにする。

(ニ)元宮家の男系男子に関する対策

現行：一般国民として生まれ育ち自由に生きている。

改善：もし適任者があれば男子のない宮家の養子とすることも検討する。

(ホ)改善策の実現方法に関する試案

有識者会議の検討報告に基づき改善策を実現するには、皇室典範の

原則を残しながら特例法で補正措置をとれるようにする。

これらの管見を中心にして、先にお知らせ頂いた「聴取項目」の各問ごとに、以下説明する。

問1 天皇の役割や活動についてどのように考えるか。

答1 現在（および近未来）の天皇については、現行の「日本国憲法」が、重要な第一章に「天皇」を掲げ、第一条に「日本国の象徴」（日本国の代表的存在）であると共に「日本国民統合の象徴」（全国民の統合を表わす中心的存在）である、と言う至高の位置づけと重大な役割を定めている。

従って「象徴」天皇は、そのような役割を果たすため、①日本国を代表して憲法に記されている「国事行為」を行うと共に、②国民統合にふさわしいことを「公的行為」として務めるのみならず、③国家・国民のために祈られる「祭祀行為」など、多様な活動を誠実に実践されている。しかも、憲法の第二条に「皇位は世襲のもの」と定められ、その役割と活動が代々の天皇に受け継がれ続いていく。それによって、国内だけでなく海外からも信頼され尊敬されている意義は、極めて大きいと考えられる。

問2 皇族の役割や活動についてどのように考えるか。

答2 皇族とは、現行の「皇室典範」第五条で「皇后・太皇太后・皇太后、親王・親王妃・内親王・王・王妃、及び女王」と定められ、第六条で天皇の男子・男孫を親王、女子・女孫を内親王、曾孫以下を王・女王と称する。そのうち第一条・第二条で「男系の男子」たる親王と王は皇位継承の資格を有し、第十七条でそれ以外の成年皇族も「摂政」就任の可能性が認められている。従って、どの皇族も天皇の公務を分担する立場にあり、事実それを様々な形で果たされていると考えられる。

また現行の「皇室経済法」には、天皇に最も近い、いわば本家にあたる「内廷」の費用は「内廷費」、

それ以外の分家にあたる宮家の費用は「皇族費」で賄い「皇族としての品位保持の資に充てる」と定められている。従って、**内廷の皇族も宮家の皇族も、それにふさわしい教養を身につけ品位を磨いて公務に励むことが期待され、事実それを行っておられると考えられる。**

問3 **皇族数の減少**についてどのように考えるか。

答3 皇族だけでなく一般の国民をみても、晩婚化・少子化が急速に進んでいる。それでも、一般の場合は、女子も養子も家系・家産を相続することができる。しかし、皇族の場合は、現行の「皇室典範」により、女子は一般男性との婚姻により皇籍を離れなければならない（第十二条）、また皇族間で養子をすることができない（第九条）。そのため、**後継男子のない宮家は早晩衰滅する**ほかない。

それに対して、戦前の皇室では、旧「皇室典範」で側室を容認するのみならず庶子の皇位継承・宮家相続を公認して、永世皇族制を採用していた。そのため、皇族数が段々多くなり、大正時代にはそれを抑止するため「皇族の降下に関する施行準則」を典範の原則に「増補」する形で制定したほどである。しかしながら、戦後の「皇室典範」では、一夫一婦制を自明の前提としながら、側室も庶子も否定しているから、**内廷でも宮家でも複数の男子をえることが難しくなったのだ**と考えられる。

問4 **皇統に属する男系の男子である皇族のみが皇位継承の資格を有し、女性皇族は婚姻に伴い皇族の身分を離れること**としている、現行制度の意義をどのように考えるか。

答4 このような現行制度は、旧「皇室典範」の原則を引き継いだものである。しかし明治前半でも様々な意見があり、まして戦後は憲法すら改変された中で、**旧制を固守することには無理があり、維持困難な状況にあると**みられる。

念のため、明治の皇室典範・帝国憲法ができるまでの動向をみると、皇位継承の資格を男系男子に限らず女系女子も認めておく案や、側室庶子を認めるのは不適切という意見もあった。しかしながら、いわゆる「男尊女卑」の傾向が強い当時の日本では、男性の上に「女主」を推戴し難いとか、男子を確保するには側室も否定し難い、というような主張が通り、成文化されるに至った。

それに対して戦後は「日本国憲法」で一般国民に男女平等を定めても、特別身分の皇族に関しては「皇室典範」で皇位継承の資格を男系男子に限定する行き過ぎた規制を続けており、これは少し緩和する必要があると考えられる。（後半については後述）

問5 **内親王・女王に皇位継承の資格を認めること**についてはどのように考えるか。その場合、皇位継承の順位についてどのように考えるか

答5 歴代の皇位は「皇統譜」の「大統譜」によれば、皇宗神武天皇以来ほとんど男系男子により継承されてきた。しかし、第三十三代の推古女帝が擁立され（在位五九二～六二八）、また大宝元年（七〇一）制定の「大宝（養老）令」の「継嗣令」では、**男帝を前提とする規定の本注に「女帝の子亦同じ」と定めている**。つまり、男性天皇を優先しながら、女性天皇も公認していたのである。

ただ、実際に即位された八方十代（二方重祚）の女帝は、寡婦か未婚で独身を通されたから、その子孫がなく当代限りで終わっている。従って、万一の事態に備えるため、男系男子限定を改めて、**男系男子を優先しながら男系女子（一代限り）まで公認することは、可能であり必要だ**と考えられる。その継承順位は、現行典範の第二条を準用して「**長系を先に**」するが、「同等内」では男子を先にし女子を後にすることが、当分穏当だと思われる。

問6 皇位継承の資格を女系に拡大することについてどのように考えるか。その場合、皇位継承の順位についてはどのように考えるか。

答6 皇位継承の資格は、天照大神を皇祖と仰ぎ神武天皇を皇宗と伝える子孫のうち皇族の身分にあることが、本質的な要件であって、生物的な男女別（男系女系）は派生的な要素とみられる（皇室は一般国民のような他家との違いを示す氏姓も苗字もないオンリーワンの格別な存在である）。

ところが、歴史的には、古代中国の儒教などが絶対視する父系（男系）尊重の思想的な影響により、その継承は皇宗以来男系で一貫しており、大部分が男子である。ただ、前述のごとく、八方十代の女性も登場したが、その在位中の所生子孫はなく、いわゆる女系の天皇はいないとみなされている。

従って、このような長年の慣習は当分重視する必要があるとあり、皇位継承の資格を今の段階で女系にまで拡大すれば、不安や混乱を招く恐れがあると思われる。ちなみに、ある強力な男系男子論者は、「万策尽きたら、……皇統を守るために、女性天皇も女系天皇も認めるほかない」と断っているが、そのような末期的状況では、継承の順位など論ずることができないと考えられる。

問7 内親王・女王が婚姻後も皇族の身分を保持することについてはどのように考えるか。その場合、配偶者や生まれてくる子を皇族とすることについてはどのように考えるか。

答7 幕末までは、皇族女子が結婚後も皇族として身分称号を用いることもできた（たとえば、将軍徳川家茂に降嫁した「皇女」和宮親子内親王など）。しかし、現行の憲法と典範のもとでは、皇室費の受給対象となる皇族と、婚姻により皇族を離籍して一般国民となる人々とは峻別されている。

従って、内親王・女王が婚姻後も皇族の身分を保持することは原則としてできない。とはいえ、皇族数の減少により皇族としての公務分担が困難になりつつある現在、皇室で生まれ育って培われた品性を保つ方々が、公務を支援できるようにする方策は必要だと思われる。

とりわけ、現に皇族女子として皇室の内廷におられる皇女の敬宮愛子内親王は、今年12月に成年皇族となられるから公務を分担されることになるが、その先に結婚されても皇室に留まって御両親の両陛下を支えられるようにする必要がある。それは皇位を継承するためでなく、当代の天皇を最も身近で助けられるためであり、やがて叔父から従弟へと継承される皇室を皇族として支え続けられるようにするためである。

その場合、皇女の夫君と子女も同一家族であるから皇族の身分を認められるのが自然だと思われる。その方々は、皇位継承の資格は有しないと定めておけば、いわゆる女系にならない。

また、男子のない現存の宮家においても、皇女に準じて御一人は当家を相続するために皇族として残れるようにしておく必要があると考えられる。

問8 婚姻により皇族の身分を離れた元女性皇族が皇室の活動を支援することについてはどのように考えるか。

答8 皇族女子で既婚の方、これから結婚して離籍される方に皇室の活動を支援してもらう必要性はあると思われる。ただ、その称号は「元内親王・元女王」でよく（天皇の息女のみを指す「皇女」の拡大乱用は不可）、またその位置づけは、元皇族として天皇のお手伝いをさせて頂く内廷の職員とすることがふさわしい（公務員としての雇用は不可）と考えられる。

問9 皇統に属する男系の男子（一般国民）を、下記①又は②により皇族とすることについては、どのように考えるか。

①現行の皇室典範により皇族には認められていない養子縁組を可能にすること。

②皇統に属する男系の男子を現在の皇族とは別に新たに皇族とすること。

答 9 皇統に属する男系の男子でも皇族の身分にない人々は、広義ならば数多くいる。また親王や王が養子に入り継嗣となった名家（たとえば近衛家など）や旧典範の増補や準則により皇族から「臣籍降下」した華族の子孫も少なくない。ここでは狭義の、戦後一斉に皇籍離脱を余儀なくされた十一宮家の人々を指すのだとしても、その現存男子孫は一般国民として生まれ育った人々が大部分である。

従って、そのような家の若い男子を身分も環境も異なる皇室に入れようとして、①継嗣のない宮家の「養子」とすることは、国民の平等を定める現行憲法のもとで、当家・当事者の立場を考えれば、極めて難しいと思われる。まして②「現在の皇族とは別に新たな皇族」を作るようなことは、皇統の分裂を連想させる恐れがあるから、絶対にあってはならないと考える。

とはいえ、①の「養子縁組」案は、もし狭義の男系男子孫の中に現皇室へ迎え入れられるにふさわしい適任者が現われ、関係者に十分な諒解のえられる可能性があるかどうかは、内々に検討されてもよいと思われる。ただ、万一そのようにして皇族となる男子がえられても、いわゆる一夫一婦制により必ず男子を得て相続できると限らないことなどを考慮しておく必要があると思われる。

ちなみに、旧十一宮家は、一般国民となってからも男子相続を固守するうちに、既に継嗣不在により半数以上が絶家となっている。そのような事実も直視しなければならない。

問 10 安定的な皇位継承を確保するための方策や、皇族数の減少に係る対応方策として、そのほかにもどのようなものが考えられるか。

答 10 現在の皇室は、憲法の定める「象徴世襲」の天皇を中心として皇族たちで構成される特別な法的家族集団である。従って、その主要な法律（皇室典範・皇室経済法）は、皇室を担う天皇と皇族たちが末永く存続し活動されることが可能なものでなければならない。その法的規制が厳しすぎて実情にあわなくなれば、それを適切に緩和し徐々に改善する努力を続ける必要がある。

そのために、今回のような特例法の付帯決議に應える有識者会議での検討を経て、何らかの改善策が政府と国会で協議し制定される途中で、またはそれを実施するに先立ち、皇室の方々に理解（諒解）をえるため「皇室会議」の議を経る必要がある。そのみならず、今後とも皇室会議は、皇室の在り方について常に検討を加え改善案などを提唱できるような場として運用されることが望ましい。

なお、この機会に敢て申せば、前述のとおり天皇は憲法の第一章に特規される国家的に最も重要な存在である。従って、その要務万般を担当する宮内庁は、「宮内省」として人材も予算も強化する必要があると考えられる。

むすび—改善策を特例法で—

最後に、今回お尋ねの範囲を越えるかもしれないが、戦後七十余年間に生じた皇室制度の諸問題に関する改革を一挙に解決することは難しいにちがいない。とすれば、実現可能な改善策を速やかに実現し、その後も検討を続け、状況の変化に応じて改善を重ねる努力が必要であろう。

具体的に申せば、先般、天皇陛下の「退位」（譲位）問題は、「皇室典範」の原則を残しながら、高齢化に伴う対応策として「特例法」が作られ、大方の合意を形成して実現された。従って今回も、典範の原則を残したまま、当分必要な改善策を「特例法」のような形で可能にすることが今のところ望ましい（根本的・総合的な改正の検討と実現には十年以上を要するであろう）と考えられる。

皇室永続の問題点と改正案

所 功

はじめに―現皇室の構成員―

「令和」の御代を迎えてから一年近い間に、皇位継承に伴う重要な儀式も祭祀も、滞りなく盛大かつ厳粛に完遂されたことは、国民の一人として喜びにたえない。

ただ、昨年五月一日「剣璽等承継の儀」に出られたのは、新天皇陛下（当時59歳）と、その両脇に秋篠宮文仁親王（53歳）と常陸宮正仁親王（83歳）の二殿下のみである。

その直後の「即位後朝見の儀」には、上記の三方以外に、新皇后陛下（56歳）をはじめ、秋篠宮妃（52歳）・常陸宮妃（78歳）・三笠宮妃（95歳）・寛仁親王妃（64歳）・高円宮妃（65歳）および秋篠宮家の眞子内親王（27歳）・佳子内親王（23歳）と三笠宮家の彬子女王（37歳）・瑠子女王（35歳）と高円宮家の承子女王（32歳）の十殿下も揃って出られた。

なお、前日に「退位」（譲位）された上皇陛下（85歳）と上皇后陛下（84歳）は、前任者ゆえに出御を控えられたのであろう。また敬宮愛子内親王（17歳）と悠仁親王（12歳）は未成年のため出御が叶わなかった（この点も今後どうあればよいか検討を要する）。

現在、皇室の構成員は、昨年と同様に、全部で十七名おられる。そのうち、男性は五名に對して女性が十二名、しかも未婚男子は一名のみで、未婚の女子が六名、というアンバランスな状況にある。

一 現行憲法の定める「天皇」

この皇室構成員は、戦後の日本国憲法と皇室典範・皇室経済法などに、身分・役割・待遇などが規定されている。周知のことながら、その要点を纏め直せば、左の通りである。

現行の日本国憲法は、第一章を「天皇」とし、第一条で「天皇は日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴」と位置づける。続けて「この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く」と根拠づけるが、第二条に「皇位は、世襲のもの」と明記し、「国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する」としている。つまり、皇位の継承は、法律の皇室典範に規定される皇族身分の方々により「世襲」されなければならない。しかしながら、万一このような皇族が不在となれば、天皇（皇室）の制度は成り立たないから、皇位継承の有資格者を保持することは、憲法の命題としても真剣に取り組む必要がある。

象徴世襲天皇の役割は、第三条で「天皇の国事に関する行為は、内閣の助言と承認を必要とし」、第四条で「天皇は……国政に関する権能を有しない」と規制されている。

とはいえ、天皇の国事行為として、第六条で「国会の指名に基いて、内閣総理大臣を任命する」「内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する」という行政・司法の最高責任者を親任する重大な任務がある。また第七条には、「内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ」として、十項目の任務が列挙されている。その多くは儀礼的な行為である。しかし、三権の長を越える「日本国の象徴」（他国の元首に相

当)として天皇のみが果たしうる重要な役割である。

しかも、天皇は「日本国民統合の象徴」として、憲法には明示されていないが、国民のために多種多様な「公的行為」に精励され、また皇統を「世襲」する伝統継承者として、国家・国民のために恒例臨時の「祭祀行為」に奉仕される。いずれも国民の安心にも国家の安定にも、大きな意味をもっているとみられる。

二 現行の皇室典範の問題点

このような格別の地位と役割を担われる天皇および皇族に関する具体的な在り方を定めたものが、現行の皇室典範である。これは明治二十二年(一八八九)に勅定された皇室典範と異なり、昭和二十一年(一九四六)国会で議決された法律だが、その主要な規定は旧典範を受け継いでいる。それが七十余年前には妥当であったにしても、今日では無理な点が少なくない。

まず第一条に「皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する」と皇位継承の資格を皇統の男系男子に限定すると共に、第二条に、男子皇族の継承順序を長系長子優先で明記している。

その大筋は旧典範と同様ながら、新典範の第六条で側室所生の「皇庶子孫」を否認している点は、重大な変更と認識しなければならない。初代の神武天皇から一二三代の大正天皇まで、歴代の約半数が正后の嫡子ではなく側室の庶子である。従って、昭和天皇の御意向に基づき実現された一夫一婦制のもとで、「嫡男子」が確実に得られる保証はないのであるから、現行の「男子」限定を維持することは難しい。

ついで第九条に「天皇及び皇族は、養子をすることができない」と全ての養子を否定している。これも旧典範の第四十二条と同趣であるが、明治時代には「男系の男子」を維持するため、伏見宮系の嫡庶男子を新当主とする世襲宮家が次々創立されたので、養子による継承者は不要とみて養子を禁止した。それでも、皇族数が増大し過ぎると、大正九年(一九二〇)には「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」を裁定し、皇族の段階的な削減に努めている。

しかし、皇族間の養子を出すことも迎えることも、古代から活用されてきた。とりわけ皇位継承は、直系相続が望ましいと考えられ、もし傍系の宮家から入っても、前帝の養子とすることにより正統性を補強している(閑院宮家出身の光格天皇など)。

また、大宝・養老以来の律令(継嗣令)では、天皇の皇子(皇女)と兄弟(姉妹)のみを親王(内親王)としていた。従って、伏見宮家以下の宮家では、当主の親王の王子の一人が当代天皇の養子として親王の宣下を受けることにより、当家を相続することができたのである。もし皇族間の養子制がなければ、宮家の世襲は続きえなかったことになる。

さらに第十二条で「皇族女子は、天皇及び皇族以外の者と婚姻したときは、皇族の身分を離れる」と定めている。これも旧典範の第四十四条を受け継いでいるが、戦前と戦後の状況が一変していることを看過してはならない。

明治以来の旧典範下では、皇族男子が多数おられたから皇族女子の婚姻相手となりえた。

しかし、GHQの強圧により、昭和二十二年（一九四七）十月の皇室会議で十一宮家の皇籍離脱が決定され、秩父・高松・三笠の三直宮家以外の十一宮家皇族（男性二六人、女性二五人）が一般国民と化した。そのために、以後の皇族女子は一般男性と婚姻されて皇籍を離れるほかなくなったのである。現在未婚の三内親王・三女王は、今のままならば、同じ道を辿られることになるう。

三 特例法と付帯決議の意義

このように現行の皇室典範は、明治以来の旧典範を受け継いでいる。それゆえ、成立当初は大旨妥当だったとしても、七十余年後の現状に適合しない点があり、従って、これを放置すれば皇室の存続が難しくなるのではないかと危惧される。

それに逸早く気付かれて、慎重に改革を促されたのが、平成の天皇陛下にはかならない。現行典範の第四条に「天皇が崩じたときは、皇嗣が直ちに即位する」と終身在位を原則としている。

しかし陛下は、八十七歳八ヶ月余で崩御された昭和天皇の晩年を身近に熟知され、ご自身が七十歳代に二度の手術をされた前後から、「譲位」の可能性について内々に検討を進めたようで、そのご意向を平成二十八年（二〇一六）八月、控目に公表された。

その「おことば」は、憲法上「国政に関する権能を有しない」とされる天皇が、国家・国民統合のために「象徴としての務め」を、どのような思いでどのように行って来られたか、具体的に説明され、それを次世代にも引き継いでほしい、と述べるに留められた。

すると、それに大多数の一般国民が理解と共感を示したことから、政府も国会も動き始めた。政府の有識者会議も国会の与野党協議も丹念に行われ、翌二十九年六月「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」が衆参両院の全出席議員に賛成をえて成立したのである。

この法律は、現行典範の終身在位原則を残したまま、「高齢による退位」を可能にするが、一代限りの「特例」扱いとされている。しかしながら、今後の天皇も八十歳代の高齢になられたら、今回の新例を将来の先例とすることは、可能であり必要だと考えられる。

しかも、特例法を審議成立させる際、国会で「付帯決議」が採択された。その一に「政府は、安定的な皇位継承を確保するための諸課題、女性宮家の創設等について、皇族方の御年齢からしても、先延ばしすることはできない重要な課題であることに鑑み、本法施行（平成三十一年四月三十日）後速やかに、皇族方の御事情等を踏まえ、全体として整合性が取れるよう検討を行い、その結果を、速やかに国会に報告すること」を政府に要請している。

また、その二で「一の報告を受けた場合においては、国会は、安定的な皇位継承を確保するための方策について、「立法院の総意」を取りまとめられるよう検討を行うものとする」と国会の対応まで明記している。

それは憲法上「国権の最高機関」とされる国会の意思表示として重要な意味をもつ。政府が「先延ばしすることはできない」課題として検討し具体的な「方策」を「報告」したら、国会が「総意」を取りまとめて結論を出すことを明示した「決議」なのである。

四 当面の合意可能な改正案

そこで、これから政府の検討と国会の対応を注目したいが、それと共に、私自身かねてから考え先般一月十三日にHP (<http://tokoroisao.jp/>) に掲載した管見「皇室永続に必要な改革試案」を基に、その要点を略記すれば、左の通りである。

(一) 皇位の継承者を男系の男子限定から男子優先に改める。

前述したとおり、現行典範では、皇位の継承資格を「皇統に属する男系の男子」に限定している。しかし、旧典範まで容認してきた側室所生の皇庶子孫を否認する現在、正后妃所生の皇嫡子孫が必ず得られるとは限らないから(将来、悠仁親王妃の心理的負担を軽減するためにも)、その男子限定を男子優先に改め、男系女子にも資格を認めておく必要がある。

皇位の継承者は、本質的に皇祖皇宗以来の「皇統」に属する皇族であれば男女を問わないと考えられる。およそ古墳時代前期(三〇四世紀)ころから、日本列島の統合を進めてきた大和朝廷の大王(天皇)は、古墳時代後期(五〇六世紀)ころから、有力豪族らに氏姓を賜与する格別の立場にあったから、主体の自身(皇室)は氏姓を有しない。それゆえ、本来の皇統には、一般氏族のような男系も女系も問われなかった(男統・男系と女統・女系の議論は明治以前に殆どない)。

ただ、古代中国(周代、特に漢代以降)においては、皇帝も王侯貴族も氏姓を有し、特に父系(男系)絶対の儒教思想を信奉した。それが朝鮮半島(主に百済)を経由して伝来すると、皇室でも諸氏族の間でも父系(男系)を尊重する傾向が次第に強まった。

そのために、古墳時代後期ころから書き継ぎ整えられた「帝皇日継」系図は、父系(男系)中心となり、それが飛鳥・奈良時代(七〇八世紀)の「帝王系図」に定着し、皇位継承の原則になったものとみられる。

従って、その父系(男系)継承が平安時代(九〇一二世紀)以降も長らく原則的に厳守されてきたことは、歴史的な事実として重視する必要がある。

しかしながら、男系継承で一貫しても、女子を排除したわけではない。現に飛鳥・奈良時代と江戸時代(一七・一八世紀)に八方十代の「女帝」(女性天皇)が実在した。その方々は寡婦か未婚であり、元明・元正の母娘両帝以外、その子女が即位されたことはないから、いわゆる女系天皇の実例はないことになる。

それゆえ、これらの史実をふまえるならば、男系男子継承の原則は、今後とも遵守するべきであろう。ただ、それは男子限定を男子優先に改め、万一に備えて例外的に男系女子の即位(一代限りの女性天皇)も容認しておくことが、可能であり必要だと考えられる。

(二) 内廷と各宮家の皇族女子一名には、相続資格を認める。

前述のとおり、現行典範では、皇族女子が一般男性と婚姻すれば皇籍を離れなければならない。そのため、現皇室の未婚女子六名が結婚によって皇族でなくなれば、傍系の三笠宮・高田宮両家だけでなく、やがて後述のように秋篠宮家も、さらに今上陛下の内廷も、相続者

不在により断絶するほかなくなる。

ここにいう内廷とは、いわば本家にあたる。現行の皇室経済法に定められる「皇室費」のうち、「内廷費」で生計を賄われるのは、天皇・皇后と上皇・上皇后の四陛下および敬宮愛子内親王の五名である。

それに対して宮家は、いわば分家にあたり、「皇族費」で生計を賄うが、現存の四宮家分あわせても内廷費の三分の一ほどに留まる。

それほど内廷は重く大きい存在である。その御一人の愛子内親王殿下は、両親の両陛下を最も身近で支える皇族（まもなく成年）だから、一般男性と婚姻されても直（じき）宮家の当主となられ、万一の場合、一代限りの女性天皇になつて頂けるようにしておく必要がある。

また秋篠宮殿下は、「立皇嗣の礼」を経てからも、長子の悠仁親王が未成年（現在一三歳）のために、あと数年間宮家の当主を続けられ、内廷に入ることなく「皇太子」相当の待遇を受けられることになろう。

しかし、やがて悠仁親王は、父君が即位されたら、皇太子とされる（父君などの同意により今上陛下の養子とされ皇太子とされるかもしれない）が、秋篠宮家の当主にはなれない。従つて、姉君のうち一名が当家を相続できるようにしておく必要があるう。

同様に三笠宮家も二女王のうちの一名、高田宮家も未婚の一名が、当家を相続できるようにしておく必要があるう。これらの改革は、いわゆる「女性宮家の創設」ではなく、皇族女子一名に当家相続の資格を認めることにより、その存続をはかる方策にすぎない。

（三）旧宮家の子孫を、後継者不在の養子として皇族に迎える。

ただ、現在の皇族女子は、将来一般男性と婚姻すれば皇室を去る現行典範のもとで生まれ育たれており、愛子内親王以外は、すでに成年（二〇～三〇代）であるから、当家相続の資格を認められても、おそらく未婚のまゝ留まるか、皇籍を離れられることになろう。

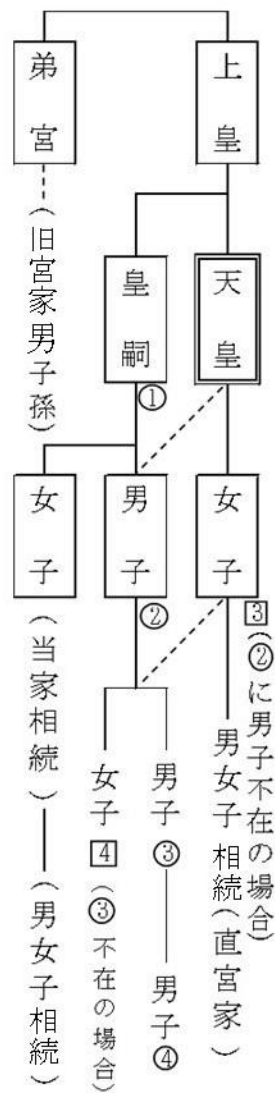
もしそうであれば、御子のない常陸宮家をはじめ、女子も不在となりかねない三つの宮家を残す方策として、もし旧宮家（男系）男子孫の中に適任者が現れたら、上記四宮家の「養子」として皇室に迎えらるるようになっておく必要もあると思われる。

ただ、その適任者というのは、一般国民として生まれ育ちながら、皇室に入る自覚と品格を備えていること、また現皇室の方々にも現国民の多数にも、皇族として受け入れ認められることなど、かなりハードルが高い。とはいえ、「皇統に属する男系の男子」が少なすぎる現在、このような適任者を捜し出し育て上げることも、敢えて検討する必要があると考えている。

むずび―具体策の実現―

以上の改正案を、当面（おおよそ一世代三十年ほど）の皇室にあてはめ、想定できる可能性の一部を図式化すれば、左の通りである。

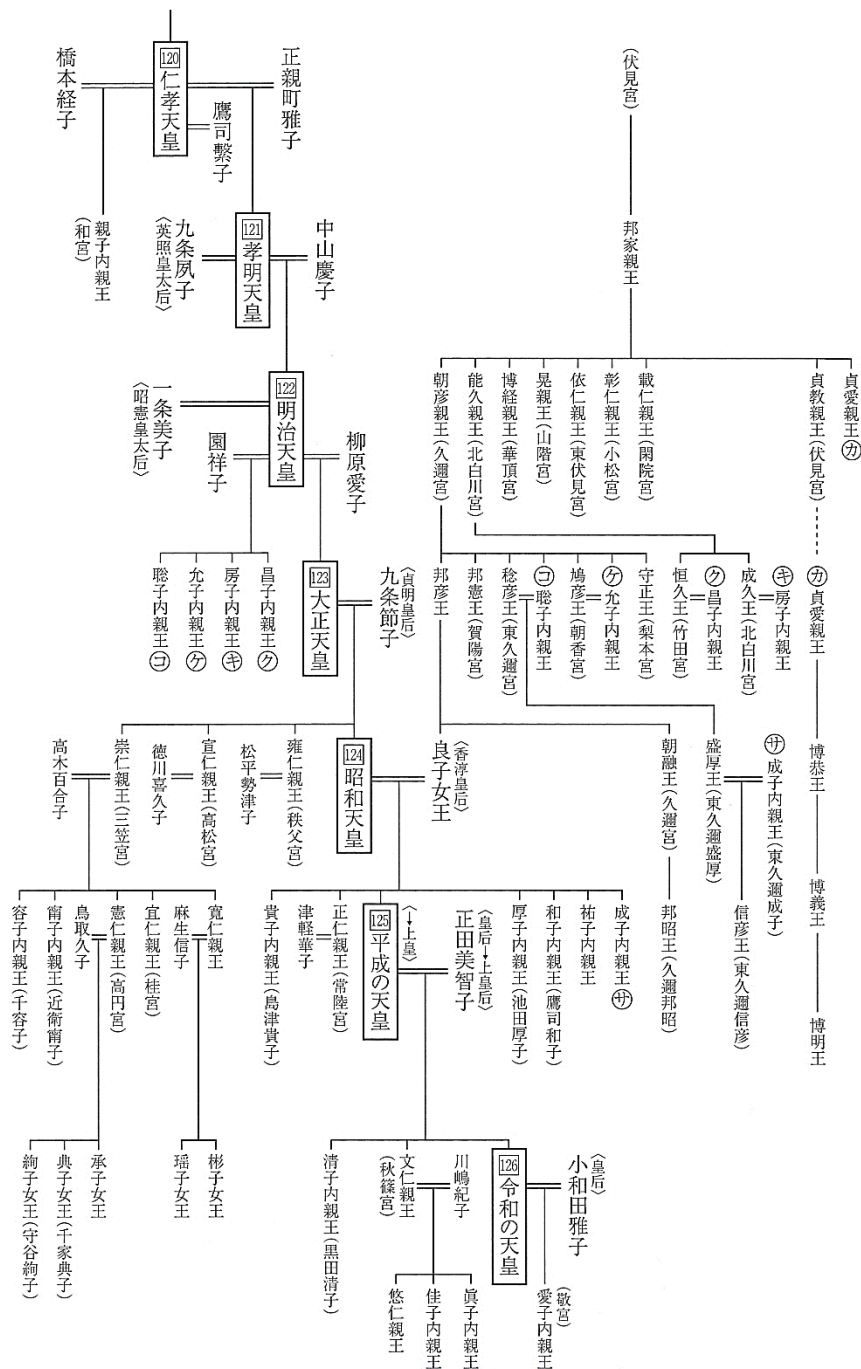
※ 参考想定略図（……点線は養子）（①～④ 男性天皇、③④ 女性天皇）



この改正案は、皇統の歴史と皇族の現状を直視し、また識者・世論の動向も配慮しながら、当世代の皇室を安定的に維持することを可能とするのみならず、やがて次世代以降も皇室の永続を可能とする道を拓こうとする具体策である。再言すれば、従来の在り方を原則として受け継ぎながら、近未来に対応するため、いわば特例として（一）（二）（三）のような改革を実現する必要があると考えている。

その実現には、皇室典範を全体的に見直して抜本的に改正することが望ましいとしても、それには相当な時間を要するとみられる。従って、今回は「退位」を可能にした「特例法」のような措置により対応することにより（やむをえない）と思われる。

本日（三月十一日）は、東日本大震災から満九年、また新型コロナウイルス騒動の最中である。私どもは何事であれ、想定外の事態を予見して、可能な限りの対策を練っておかなければならない。日本にとって最も重要な皇室も、今や危機的な状況克服が不可欠だと思われる。願うらくは、皇室永続に少しでも役立つ具体策の成立に向けて、政府も国会（与野党）も、大筋納得できる合意形成を、真剣に迅速に進めて頂きたい。



京都産業大学名誉教授 所 功

附帯決議の内容

公務員として位置づけ…
…『皇女』という、新たな
呼称を贈る案が有力視さ
れている」といふ。

このやうな案が捻り出
されたのは、皇室の公務
を皇族として分担できら
る方々が次々減少してゐ
るからである。

現行の「皇室典範」第
十二条によつて、「皇族
女子」は、一般男性と婚
姻すれば「皇族の身分を

期待の昂まりか

ただ、今年に入ってから内閣府は専門家族数より内々に意見を聴いてゐた。しかも、十一月二十四日（一部翌日）、全国紙などにより不思議な政府案が報じられた。

笠宮家の二女王（三十八・三十七歳）と高田宮家の一女王（三十四歳）も、さらに内廷の内親王（十八歳）も、結婚により不在となる恐れが高い。そこで、たとへば秋篠

たとへば、朝刊一面

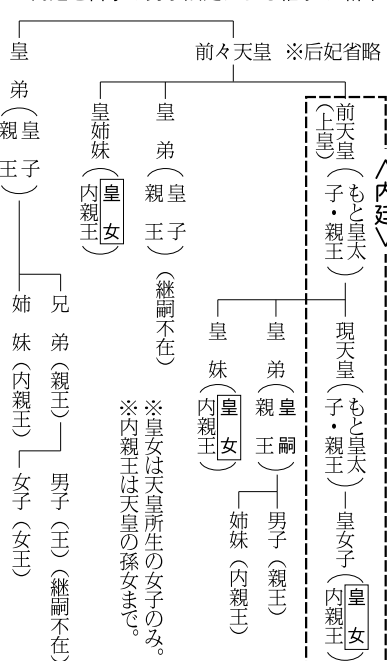
「皇族女子 結婚後に特

お務め（祭祀を含む）のみならず、宮外において

別職『皇女』創設 政府
検討」と大見出しを打ち、
「政府は……、結婚後の
皇族女子を特別職の国家

公的団体の総裁・名誉総裁（合計十五以上）などがある。それらの多様な公用を皇嗣・同妃両殿下

△内廷▽



※皇女は天皇所生の女子のみ
※内親王は天皇の孫女まで。

※内親王は天皇の孫女まで。

「皇子」 天皇の女子を「皇女」と書き分ける例が多い。また「大宝（養老）継嗣令」では、天皇の男子も女子も「皇子」とするが、その後の記録や史書は「皇子」と「皇女」を区別する。また「皇太子」は、天皇の男子を指す。このように、天皇の子女は「皇子」「皇女」と区別され、皇太子は天皇の男子を指す。このように、天皇の子女は「皇子」「皇女」と区別され、皇太子は天皇の男子を指す。

天皇所生の女子

これが偽らざる現状であらうから、政府案も当面の弥縫策としてやむを得ないかもしれない。

は親王、女を内親王とし、三世以下……の子孫は、男は王、女は女王とする」と定めるが、一般に天皇といはざるをえない。

しかし、そのやう

方々に「『皇女』という
新たな称号を贈る」案は、
まったく解し難い。

子を皇女と使ひ分けてを
れ、政府・官僚組織に
用され、上司に服属す
る。しかし、皇

「皇女」とは、歴史上も慣習的にも、天皇のもの

れを無視して、皇室で生まれ成育された「皇族女陛下のもとで皇族たちが

とに生まれた女子のみを指す。念のため、千三百年前に勅撰された『日本書紀』は、天皇の男子を

参考資料 B 『神社新報』 今

内廷職員として

報じられた政府案で、そのやうな御結婚後、「皇女」を「特別職の家公務員と位置づけ」

といふ。これも不適切
いはざるをえない。

公務員は特別職である。政府・官僚組織に属され、上司に服属する場にある。しかし、自

の公務・公用は、天皇
下のもとで皇族たちが

神社新報』

ともあれ、皇族女子の御結婚により、公務・公用の分担どころか、宮家の存続も困難な現状を直視する必要がある。

そのためには、**附帯決**

議の要請に即し、将来に備へて、たとへば①皇位継承に一代限りの男系女

子を容認しておくとか、

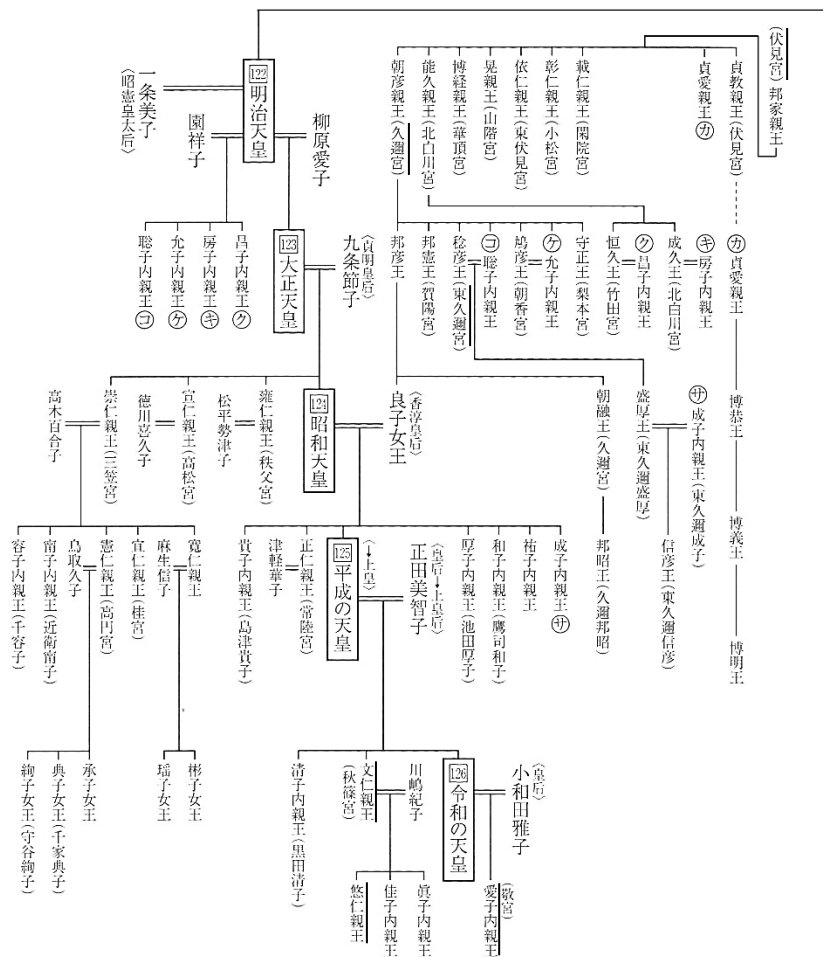
②旧宮家子孫の適任者を継嗣のない現宮家に養子に迎へうるやうにするなどの案を総合的に検討してほしい。

今や従来の原則論をこまへながら、国会で与野

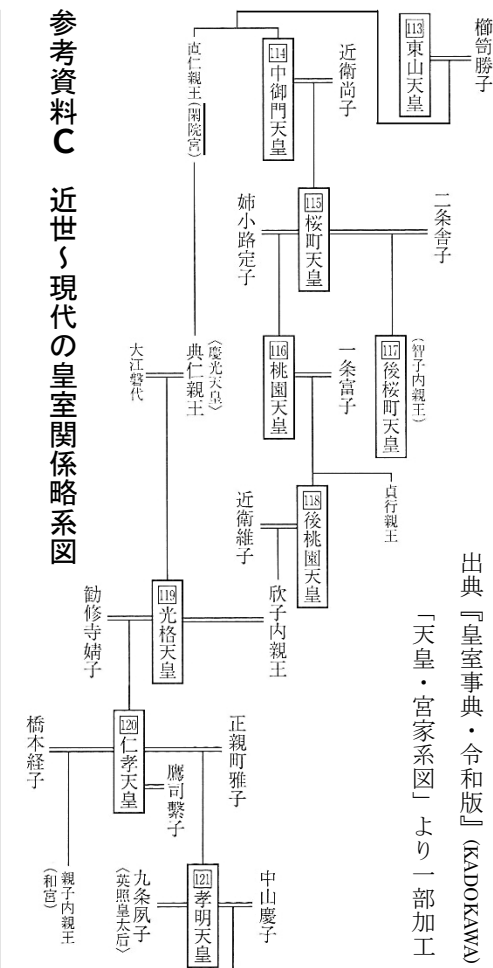
党合意の可能な具体案をとりまとめ、一年以内に実現されることを念じてやまない。

（令和二年十一月二十五日稿・十二月一日修訂）

和二年十二月七日



参考資料C 近世の皇室関係略系図

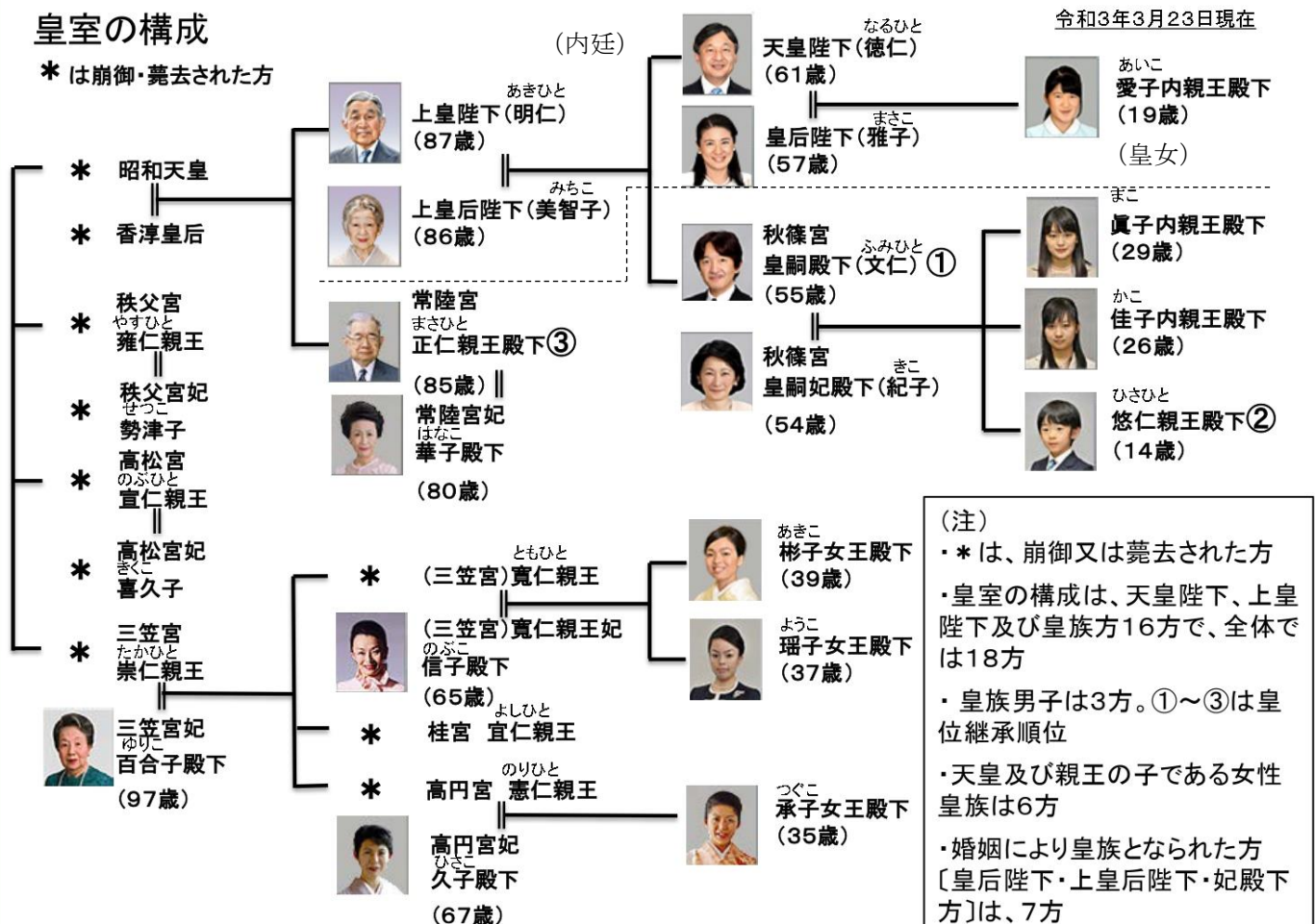


出典『皇室事典・令和版』(KADOKAWA)

「天皇・宮家系図」より一部加工

皇室の構成

* は崩御・薨去された方



(注)

- * は、崩御又は薨去された方
- 皇室の構成は、天皇陛下、上皇陛下及び皇族方16方で、全体では18方
- 皇族男子は3方。①～③は皇位継承順位
- 天皇及び親王の子である女性皇族は6方
- 婚姻により皇族となられた方〔皇后陛下・上皇后陛下・妃殿下方〕は、7方